

## **[事案 2021-169] 新契約無効請求**

・令和4年2月7日 裁定終了

### **<事案の概要>**

希望していた契約内容と異なることを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和元年11月に契約した組立型保険について、以下等の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)「死亡時に息子が娘が200万円を受け取れる保険に入りたい。」との希望を募集人に伝えていたが、実際の契約内容は異なる内容であった。
- (2)契約時、70歳代であったにもかかわらず、家族の同席がなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、「死亡時に200万円を残したい。」との希望を聞いていない。
- (2)募集人は、申込手続き時に設計書を用いて適切に説明しているため、申立人が契約内容を誤認するとは考えられない。
- (3)家族の同席を依頼した際、申立人が断ったため、高齢者契約の募集ルールにもとづき、支社職員から確認の電話をしている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、契約の無効は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。